

「地方公共団体における計画等の一体的策定等の状況調査」結果概要

調査概要

- 調査対象 都道府県及び市区町村
- 調査期間 令和6年1月23日～2月14日
- 回答数 都道府県 47/47団体（100%）
市区町村 1,091/1,741団体（62.7%）
- 調査事項
 - ・ 関連する複数の計画を一体的に策定している事例
 - ・ 総合計画と個別計画を一体的に策定している事例
 - ・ 一体的策定に対する考え方
 - ・ 計画策定等に係る負担軽減のための取組 等

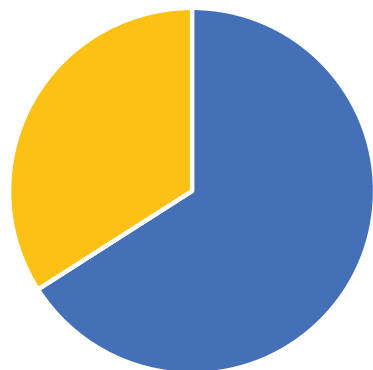
関連する計画の一体的策定(都道府県)

○一体的策定を行っている主な事例

分野	計画名
障害福祉	障害児福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
健康づくり	健康増進計画、医療計画、医療費適正化計画、感染症法の予防計画、がん対策推進計画、歯科口腔保健法の基本的事項、アルコール健康障害対策推進計画、循環器病対策推進計画
こども	次世代育成支援対策推進法の行動計画、子ども・若者計画、子ども・子育て支援事業支援計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律の都道府県計画
男女共同参画	男女共同参画計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画
職場環境	次世代育成支援対策推進法の特定事業主行動計画、女性活躍推進法の特定事業主行動計画
環境	地球温暖化対策の推進に関する法律の実行計画、廃棄物処理計画、環境教育等促進法の行動計画、生物多様性地域戦略、地域気候変動適応計画、食品ロス削減推進計画
住生活	住生活基本法の都道府県計画、マンション管理適正化推進計画、高齢者居住安定確保計画、賃貸住宅供給促進計画
文化芸術	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、地方文化芸術推進基本計画
教育	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の基本構想、教育の振興のための施策に関する基本的な計画、地方スポーツ推進計画
食育	食育推進計画、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の促進計画
土地利用	国土利用計画法の都道府県計画、土地利用基本計画

関連する計画の一体的策定(都道府県)

○一体的策定に対する考え方



■ (引き続き) 取り組んでいきたい	・ ・ ・ 31団体 (66.0%)
■ 取り組みたいが、方法等がわからない	・ ・ ・ 0団体
■ 個々に策定するよりも負担になる	・ ・ ・ 0団体
■ その他	・ ・ ・ 16団体 (34.0%)

<その他に寄せられた主な意見>

- ・ 国の計画等に即して策定している計画については、それぞれの国の計画等の改正時期が異なることから、一体的な策定が困難なものもある。
- ・ 特定の地域や分野等に特化した計画については一体的策定は困難であるが、内容が共通する部分が多く策定作業や進捗管理等が共通する計画であり、一体的策定をした方が効率的・効果的であるものについては、一体的策定を検討したい。

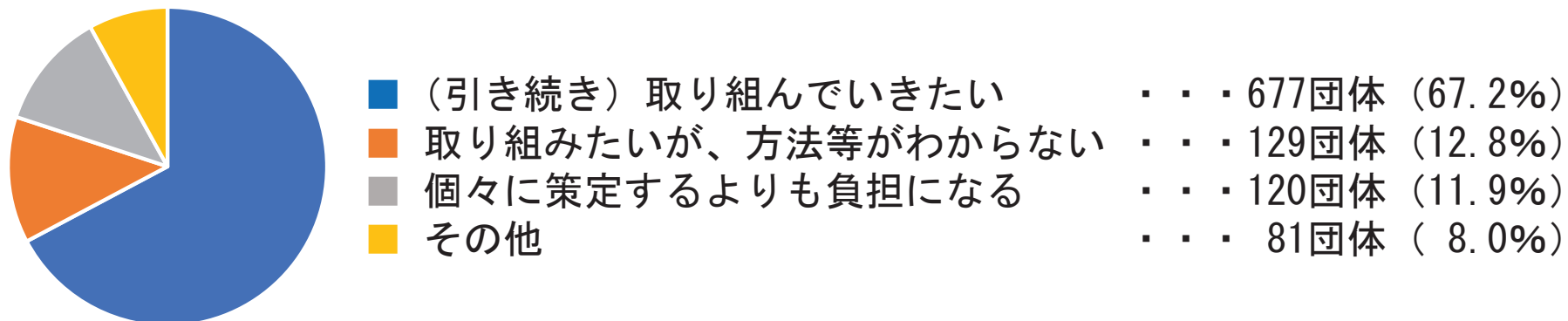
関連する計画の一体的策定(市区町村)

○一体的策定を行っている主な事例

分野	計画名
障害福祉	障害児福祉計画、障害者計画、障害福祉計画
健康づくり	健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画
子ども	次世代育成支援対策推進法の行動計画、子ども・若者計画、子ども・子育て支援事業支援計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律の市町村計画
男女共同参画	男女共同参画計画、DV防止法の基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画
職場環境	次世代育成支援対策推進法の特定事業主行動計画、女性活躍推進法の特定事業主行動計画
環境	地球温暖化対策の推進に関する法律の実行計画、生物多様性地域戦略、地域気候変動適応計画
住生活	マンション管理適正化推進計画、高齢者居住安定確保計画
文化芸術	地方文化芸術推進基本計画、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画
防災	地域防災計画、水防計画
社会福祉	地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画、地方再犯防止推進計画
高齢福祉	老人福祉計画、介護保険事業計画
教育	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、教育の振興のための施策に関する基本的な計画
読書活動推進	子ども読書活動推進計画、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
都市計画	都市計画法の基本計画、立地適正化計画
資源循環	一般廃棄物処理計画、生活排水対策推進計画、食品ロス削減推進計画

関連する計画の一体的策定(市区町村)

○一体的策定に対する考え方



<その他に寄せられた主な意見>

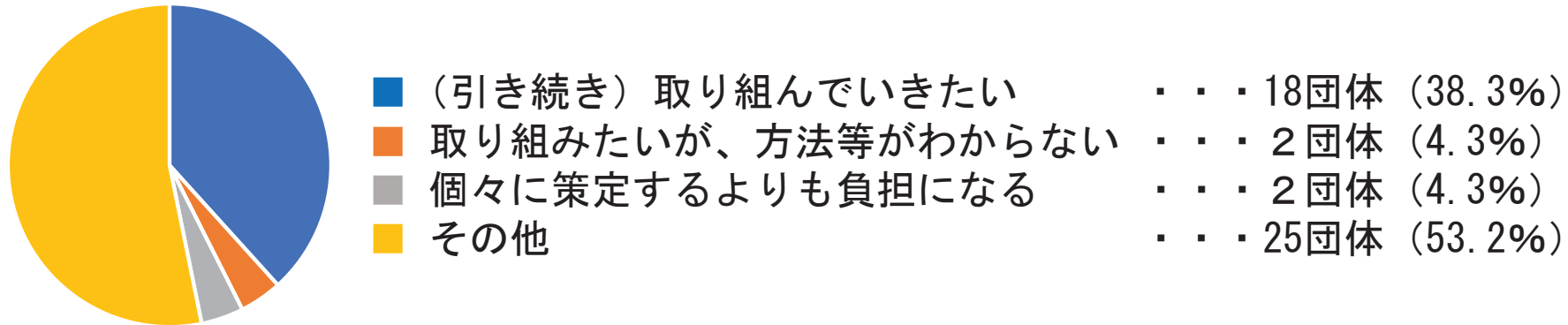
- ・ ケースバイケースで検討する内容であるが、計画件数も膨大であり、どの計画と一体的に策定することが有効か、助言があると検討しやすい。
- ・ 一体的策定をすることで計画のページ数が増え、住民に対して伝わりづらいものになっては、意味がないと考える。
- ・ 同じ部署内での計画であれば、一体的な策定は問題なくできると思うが、担当が異なる部署の計画を一体的に作成する場合には、横の連携が不可欠となるが、却って負担が増えることとなるため限界がある。
- ・ 計画期間の始期終期が合致しない。

総合計画との一体的策定(都道府県)

○一体的策定を行っている主な事例

- ・ 総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略） . . . 15団体
- ・ 教育関係（教育の振興のための施策に関する基本的な計画） . . . 1団体

○一体的策定に対する考え方



<その他に寄せられた主な意見>

- ・ 県総合計画は知事の就任時期に合わせて策定するため、法律に基づく計画の策定期間と必ずしも一致せず、一体的策定が難しい。
- ・ 政策分野ごとの個別計画が充実してきており、「総合計画」のように県政全般をあらためて総まとめにするような計画の策定は予定していない。
- ・ 県の総合計画は、県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示すものであるため、個別計画のように具体的な事業は記載していない。
- ・ 総合計画等と他の計画等を一体的策定することには、個別計画策定の事務簡素化等の利点がある。一方で、法令等で個別計画に記載が求められている詳細な事項を反映できないことや、個別計画策定時に行っている外部有識者等の意見の反映が総合計画では困難になるなどの懸念点もある。

総合計画との一体的策定(市区町村)

○一体的策定を行っている主な事例

- ・ 総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略） . . . 220団体
- ・ 防災関係（国土強靱化地域計画） . . . 27団体

○一体的策定に対する考え方



- (引き続き) 取り組んでいきたい . . . 509団体 (50.8%)
- 取り組みたいが、方法等がわからない . . . 151団体 (15.1%)
- 個々に策定するよりも負担になる . . . 229団体 (22.9%)
- その他 . . . 112団体 (11.2%)

<その他に寄せられた主な意見>

- ・ 本市では、総合計画の策定、変更、廃止については条例において議決を経ることとしている。手続きの負担を考えると、総合計画と他の計画等を一体的に策定する場合には、他の計画等の変更が総合計画の変更手続きを伴わないようなつくりが望ましいと考える。
- ・ 一体的策定を実施した方が事務負担の軽減などが図られるとは思いますが、個々の計画期間が異なる場合の対応や部署間の連携など調整事項が多く、難しい。
- ・ 本市の総合計画は各個別計画の上位計画と位置付けており、現時点では他の計画等との一体的策定は予定していない。

計画策定等に係る負担軽減のための取組

- ・ 県の各種計画は原則「50ページ以内」との独自の目標を設定し、担当課に依頼している。
- ・ 計画策定に係る検討会議の一体化、書面開催、市町村意見交換会議の開催回数減等。
- ・ マンション管理適正化推進計画を県と市で共同作成している。
- ・ 一部計画について、義務ではない県報告示をやめ、HPによる公表のみとした。
- ・ 計画等の策定（改訂）に関わる会議や検討会等は、ペーパーレス化している。
- ・ 計画策定のための資料となる市民へのアンケート調査について、複数計画の調査を1つの調査で実施。
- ・ 計画書をデジタル化している（製本や概要版の作成をしない）。
- ・ アンケート調査について、WEBでの回答を可能としている。
- ・ コンサル等に委託せず、自前で策定したり、毎年実施している市民アンケートに策定予定の計画の質問を入れてもらうなど、負担軽減・効率化を図っている。

一体的策定が実現しなかった理由

- ・ 国の方針と県の計画の策定期間が合わなかったため。
- ・ 協議会等で、個々に策定すべきとの意見が出たため。
- ・ 計画の様式が大きく異なり、一体的に策定しようとした場合に、それぞれの計画の必要事項等の抜け漏れが生じるおそれがあったため。
- ・ 各審議会や関係機関への説明等、準備にかなりの時間を要し、一体的策定のハードルが高いため。
- ・ 一体的策定をして良いか判断がつかなかったため。
- ・ 計画構成が複雑になり、市民等に分かりにくくなってしまったため。
- ・ 所管課が違うこと、計画期間の整合がとれなかったこと、計画主旨の性格の違いなど。

計画策定等に関する意見

- ・ どの計画であれば一体的策定ができるか、適当であるかの判断が難しく、また他部署で所管している計画だと、そもそもその計画の存在を把握していない場合もあるため、国から想定される法律、計画等を例示してもらえるとより円滑に取組が進むものと思われる。
- ・ 法律に基づく計画間の一体的策定はもちろんのこと、法律と条例間の計画についても一体的策定の可能性を検討している。
- ・ 新たに個々の計画を策定するとか、新たに一体的策定に取り組もうとすると、事務調整等に相当な負担が生じるため、現計画の内容を一部改訂（新たな内容を加えていく）することで新規の計画を含めて策定したという扱いになることを切に希望する。
- ・ 法で定める計画策定期間には3年と短いものがあり、毎年のように策定に費やす時間的な負担が大きい。国で定める期間について、各市町村の現状に合わせて策定期間を柔軟に運用できるようになれば、効率的に策定できると考える。
- ・ 交付金や補助金の対象要件として「該当計画への記載」が定められていることが多く、計画を策定する本来の趣旨がないがしろにされ、交付金等の要件を満たすためだけの計画策定に終始する場合があるのではないかと懸念する。また、補助要件として個別計画の策定が求められることもあるため、国において統合された計画も補助要件に認めるなど、緩和策も必要であると考えます。